

議案第 87 号

所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について

所沢市下水道条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

経営基盤を強化し、将来にわたる事業の安定的な継続を図るため、下水道使用料の改定を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市下水道条例の一部を改正する条例

所沢市下水道条例（昭和４０年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第９条の８第１項中「２月」を「２箇月」に改める。

第１４条第２項中「２月分」を「２箇月分を」に改め、「市の水道料金に合わせて、これを」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

第１４条第５項中「前３項」を「第１項」に、「第４条」を「同条例第４条」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「下水道使用料」を「第１項の使用料」に、「第２４条及び第２６条」を「から第２６条まで」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 第１項の使用料は、水道料金と合わせて徴収する。ただし、水道水以外の水を使用する場合は、この限りでない。

第１５条第１項を次のように改める。

使用料の額は、１箇月について別表に定める基本使用料と使用者が排除した汚水の量に応じて算定した従量使用料との合計額（以下この項において「使用料算定基礎額」という。）に１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、前条第２項の規定により２箇月分の使用料をまとめて徴収するときは、各使用月の使用料算定基礎額の合計額に１００分の１１０を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第１５条の２を次のように改める。

（特別な場合における使用料の算定）

第１５条の２ 隔月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）から次の定例日までの中途において公共下水道

の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が 30 日以内のときは、その使用日数に係る使用者が排除した汚水の量により、1 箇月分として算定した額
- (2) 使用日数が 30 日を超えるときは、前条第 2 項第 2 号の規定により管理者が認定した使用水量又は同項第 3 号の規定により管理者が認定した汚水の量により算定した額

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場用の用途により公共下水道を使用する場合で、定例日から次の定例日までの中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用者が排除した汚水の量が 50 立方メートル以下のときは、基本使用料の 2 分の 1
- (2) 使用者が排除した汚水の量が 50 立方メートルを超えるときは、1 箇月分として算定した額

第 16 条の 6 第 2 号中「1 月」を「1 箇月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 15 条関係）

用途	基本使用料		従量使用料	
	排水量	金額	排水量	金額（1 立方メートルにつき）
			10 立方メートルまでの分	5 円
			10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	91 円
			20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	111 円

一般用		830 円	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	127 円
			50 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	149 円
			200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	174 円
			500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	204 円
			1,000 立方メートルを超える分	234 円
公衆浴場用	100 立方メートルまでの分	2,300 円	100 立方メートルを超える分	34 円
臨時用				234 円

備考

- 1 この表において「一般用」とは、公衆浴場用及び臨時用以外の用に使用するものをいう。
- 2 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場の用に使用するものをいう。
- 3 この表において「臨時用」とは、工事その他臨時の用に使用するものをいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 15 条及び第 15 条の 2 の規定は、令和 8 年 5 月 1 日以後の点検分に係る使用料から適用し、同日前の点検分に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用し、かつ、令和 8 年 5 月に隔月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ上下水道事業管理者が定めた日をいう。以下同じ。）がある場合の同月 1 日から同月の定例日までの間に行った点検分に係る使用料については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 当該点検分に係る使用水量のうち 2 分の 1 の水量 改正前の別表により算定した基本使用料と超過使用料との合計額
- (2) 当該点検分に係る使用水量のうち前号に掲げる水量を差し引いた水量 改正後の別表により算定した基本使用料と従量使用料との合計額